

政令第七十四号

防衛省職員の災害補償に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条第一項において読み替えて準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第二十条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「下において」の下に「、自衛隊法第八十四条の三第一項の規定による在外邦人等の保護措置若しくは同法第八十四条の四第一項の規定による在外邦人等の輸送」を加える。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。